する外国人（第一号に規定する特定の外国に居住する外国人に限る。）から本邦の公私の機関（当該申請の際に地方公共団体が特定した機関で、第一号に規定する業種に属する事業を行い、かつ、外国人に対する研修又は技能実習を事業として三年以上継続して適正に実施していたと認められるものに限る。）に受け入れられて技能実習に従事する活動を行うものとして、入管法第六条第二項又は第七条の二第一項の申請があった場合には、当該外国人に係る基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十五号の規定の適用については、同号中「下欄に掲げる人数」とあるのは、「下欄に掲げる人数（同表五十人以下の項中「三人」とあるのは、「六人」とする。）」とする。

一　当該構造改革特別区域内に、特定の外国の経済及び産業の発展に必要とされる業種に属する事業を行う事業所（以下「技能実習対象事業所」という。）が相当程度集積し、それが当該構造改革特別区域内における主たる産業であること。

二　当該構造改革特別区域内に所在する技能実習対象事業所と当該外国に所在する事業所との間における過去一年間の取引額が十億円以上であること又は当該構造改革特別区域内に技能実習対象事業所を有する公私の機関の半数以上が当該外国に係る対外直接投資を行っていること。

三　技能実習対象事業所において技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動に従事した外国人で過去一年間に国籍又は住所を有する国に帰国したもののほとんどが当該活動により本邦において修得した技能等を要する業務に従事していること。

四　当該構造改革特別区域内における求人倍率（特定の地域内に居住する求職者の数に対する当該地域内に所在する事業所に係る求人の数の比率をいう。以下同じ。）が全国又は当該構造改革特別区域が設定された都道府県における求人倍率を上回ること。

（事業）

第三条　特区法別表第二十七号の主務省令で定める事業のうち法務省令で定めるものは、別表に掲げる事業とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第六条に規定する在留資格認定証明書の交付については、この省令の施行前においても、この省令の規定を適用する。

第三条　第二条の規定の適用については、この省令の施行の日において現に構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定により法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件（平成十五年法務省告示第四百五十三号）別表に掲げる外国人研修生受入れによる人材育成促進事業に係る構造改革特別区域計画の認定を受けている地方公共団体は、この省令別表に掲げる外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業に係る構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体とみなす。

別表（第三条関係）

事業の名称	関係条項
外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業	第二条

告　示

○法務省告示第六百六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第五十号）及び法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成二十一年法務省令第五十四号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十一年十二月二十五日

法務大臣　千葉　景子

一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の五号の特例を定める件（平成二年法務省告示第二百四十六号）

二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の六号の特例を定める件（平成二年法務省告示第二百四十七号）

三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の七号の特例を定める件（平成四年法務省告示第五百六十九号）

四　技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針（平成五年法務省告示第百四十一号）

五　法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件（平成十五年法務省告示第四百五十三号）

附　則

1　この告示は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第五十号。以下「改正省令」という。）の施行の日（平成二十一年十二月二十五日）から施行する。

2　改正省令附則第三条及び第四条の規定によりなお従前の例によることとされた出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準の適用については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の五号の特例を定める件、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の六号の特例を定める件、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の七号の特例を定める件及び法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。